様式第3号（第4条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市教育委員会

入学金貸付決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった入学金の貸付けについては、丸亀市入学金貸付条例施行規則第４条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

１　次のとおり貸し付けます。

(１)　貸付金額　　　　　　　　　　　　　　円

(２)　貸付手続等　　指定金融機関において、融資を行いますので、この通知書と銀行届出印を持参し、　　　　　　　　において融資の手続を行ってください。

融資は、　　　　　　　　　になりますので、口座が未開設の人は、口座を開設してください。

２　審査の結果、貸付けできません。

理由

本決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市教育委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。